

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東武トップツアーズ 株式会社
東京都墨田区押上1丁目1-2

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年9月2日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 日本旅行東北
宮城県仙台市青葉区中央4丁目7-22

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年9月2日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

名鉄観光サービス 株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14-19

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から

令和6年11月2日まで(4ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 JTB
東京都品川区東品川2丁目3-11

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年11月2日まで(4ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表し、排除措置命令を行った。
これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

近畿日本ツーリスト 株式会社
東京都新宿区西新宿2丁目6-1

2. 指名停止措置期間

令和6年7月3日から
令和6年9月2日まで(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

公正取引委員会は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の複数の入札において、受注予定者を決定したり、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するなど、独占禁止法第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、違反事業者名を公表した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 AXISグリーン

宮城県名取市上余田字千刈田508番地の1

2. 指名停止措置期間

令和6年6月26日から

令和6年7月25日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

株式会社AXISグリーン及び元取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）違反により、令和5年11月14日に仙台簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その後、刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日管 株式会社

静岡県浜松市中区池町220-4

2. 指名停止措置期間

令和6年5月24日から

令和6年8月23日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

日管株式会社の元取締役は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

その後、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内